

やいちゃん応援団規約

(名称)

第1条 この団体は、やいちゃん応援団（以下「応援団」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この規約は、応援団の管理・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第3条 応援団を管理・運営するために、やいちゃん応援団事務局（以下「事務局」という。）を焼津市観光部局内に設置する。

(団員)

第4条 応援団への入団を希望する個人又は企業・団体は、事務局に対し入団申込書を提出し、所定の手続を経て団員となるものとする。

2 団員は、企業・団体団員又は個人団員のいずれかに区分されるものとする。

3 団員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱う。

(会費)

第5条 応援団の入団費や年会費は、企業・団体団員、個人団員ともに無料とする。

(団員の役割)

第6条 団員の役割は、次のとおりとする。

(1) 事務局がやいちゃん【焼津市公式】X、焼津市ホームページ等で発信する情報を確認し、可能な限り広めること。

(2) 団員独自の方法でやいちゃん及び焼津市をPRすること。

(3) 事務局が企画する事業又はやいちゃんが出演するイベントへ積極的に参画し、又は支援すること。

(団員の特典)

第7条 団員の特典は事務局が別に定めるものとする。

(禁止行為)

第8条 団員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 法令等に違反すること。

(2) 公序良俗に反すること。

(3) 政治活動または宗教活動を目的とすること。

(4) 応援団ややいちゃん、焼津市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。

(5) 反社会的勢力の活動又は反社会的勢力の活動に協力することを目的とすること。

(6) その他事務局が不相当と判断すること。

(損害賠償責任)

第9条 団員の活動中、団員自身に生じた損害及び団員の活動により第三者へ与えた損害について、その当事者たる団員が一切の責任を負うものとする。

(団員の届出義務)

第 10 条 団員は、氏名等申込み記載事項に変更があった場合は、事務局に速やかに届け出るものとする。

2 前項の届出がない場合又はその届出内容が不十分である場合に、事務局からの通知その他の送付物が延着又は未着となったときは、当該送付物が通常到着すべき時に到着したものとみなす。

(退会)

第 11 条 団員が退会しようとする場合は、事務局に届け出るものとする。

(団員資格の喪失)

第 12 条 団員は、次に掲げる場合に会員資格を喪失する。

- (1) 団員が死亡（団体会員の場合にあっては、解散）した場合
- (2) 団員がこの規約に違反した場合
- (3) 団員の故意又は重大な過失により、応援団又は焼津市に損害を与えた場合
- (4) その他団員としてふさわしくない行為があったと事務局が判断した場合

(補則)

第 13 条 事務局は団員に事前に通知なく、応援団の管理・運営体制や規約、団員の特典等の改廃を行うことができる。

第 14 条 この規約に定めるほか、応援団に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。